主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人庄司進一郎の上告理由について。

論旨は、原判決の理由にそごがあると主張するのであるが、その実質は原判決が 所論(11)(12)の土地を開墾に適するものと判断したことを非難するに過ぎ ないものであつて、原判決には所論の違法はない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第三小法廷

保			島	裁判長裁判官
介	又	村	河	裁判官
Ξ	俊	林	/]\	裁判官
己	克	水	垂	裁判官